

会報

第 146 号

◇エッセー

学生へのメッセージから二題 東京農工大学長 阪上 信次

■諸会議議事要録

第 2 常置委員会

第 3 常置委員会

大学院問題特別委員会

第 1 常置委員会小委員会・第 4 常置委員会小委員会合同会議

■要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

国立大学の学生納付金の在り方について（要望）

国立大学協会

平成 6 年 11 月

会報

平成6年11月 第146号

第44卷第4号通卷第146号

平成6年11月号

国立大学協会

●エッセー

学生へのメッセージから二題

——大学改革の波のなかで—— 東京農工大学長 阪上 信次 ……………5

【事業報告】

●諸会議議事要録 (平成 6 年 7 月～9 月)

第 2 常置委員会 (9.5) ……………11

報告事項

「平成 7 年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領 (案)」について

職業教育の活性化方策に関する調査研究会議 (中間まとめ) について

第 3 常置委員会 (9.26) ……………15

教官委員の交代について

平成 7 年度の就職協定について

平成 6 年 3 月大卒等未就職者実態調査の実施について

学生教育研究災害傷害保険について

留学生の学生生活上の問題点及び日本語教育等の問題点について

大学院問題特別委員会 (9.19) ……………19

専門委員の補充について

国立大学大学院の現状及び今後のあり方に関するアンケートについて

第 1 常置委員会小委員会・第 4 常置委員会小委員会合同会議 (9.7) ……………21

技術職員の待遇改善と研究支援体制について

■諸 会 議（平成6年7月～9月）25

【要 望 書】

人事院勧告の取り扱いに関する要望書26

国立大学の学生納付金の在り方について（要望）27

【そ の 他】

委員の交代等29

編集後記

エッセー

学生へのメッセージから二題

——大学改革の波のなかで——

東京農工大学長 阪上 信次

私が大学に入った頃に

私が大学に入学したのは沖縄本島へ米軍が大挙上陸を始めた昭和20年の4月でした。空襲は激しく、食料・物資は不足し、東京ではたびたび停電し、ガスもしばしば止まる日々でした。その頃、東京の大学の化学科に入って間もない私達に一つの「無機化学実験」の課題が与えられました。それは「有馬温泉（兵庫県）の温泉水を一升びんに入れて一本ずつ渡すから、薬品類を一切使わずに、これから KCl と NaCl を分離してとり出し、KCl は精製して提出せよ。NaCl は差し上げる。」^{註1)}という趣旨のものでした。渡された温泉水は赤味がかかった鉄錆色をしていたのを覚えています。今は無機化学の大家となっているT君と私は組んで、日夜図書室にある文献やデータを調べ、方法や道具についてさんざん議論し、グラフなども画きました。そして、決めました。道具は土鍋と七輪（関西ではカンテキという）、燃料は空襲の焼け跡にふんだんにある消し炭と木片、それにT君の家から提供された貴重な木炭。方法の要点は、KCl と NaCl とで“溶解度の温度変化”に差があることを利用するものです。実験場所は電気やガスのよく止まる大学の実験室ではなく、千葉県 of T君の自宅。温泉水を入れた土鍋を七輪の火にかけ実験にとりかかりました。予期した結果が得られるかどうか不安と好奇心をかきたてられながら。実験はまずまず成功しました。収率は不明でしたが、再結晶で精製した美しい KCl の結晶は小瓶に入れ、誇らしくもレッテルを貼って提

出しました。NaClの方は温泉水の着色が無くなる程度まで精製し、指示通り有り難く頂戴しました。食糧不足のその頃でしたが、食塩の一升はお米一升と取り替えてもらえるほど価値のある貴重品でした。こうして、この実験は大学に入ってもない私に大変新鮮な印象を与え、私は「さすが大学だなあ」との思いを深くしました。その後、大学の化学の教師になってから、この実験を振り返って思ったことは、何と巧みな課題の選択とその与え方だろうということでした。そこには与えた人の英知の輝きさえ感じられます。学生実験に使える薬品や器具など殆ど無い悪条件さえも逆に生かして、大学教育の神髄にせまるとは。

19世紀初頭に創設され、近世大学の典型となったベルリン大学の大学設置案を作り、近代的大学の理念を鮮明にした K. W. von Humboldt は「(大学までの)学校は出来上がった解決済みの知識を扱うところであり、大学は学問というものをまだ解決されていない問題として扱うところである」と言いました。上述の化学実験に取り組んだときに私が「さすが大学」と思ったのも、あながち的外れではなかったようです。ここで、Humboldt の言葉に敢えて一つ付け加えさせてもらえば「大学で学ぶべきことのもう一つは、解決に値する未解決の課題を自ら見つけ出すことである」と。こうしたことを踏まえながら、私が学生諸君に贈るメッセージは、鋭い問題意識をもって、解決に値する問題を見つけ出し、その問題に立ち向かうこと、それを大学において学び、身につけて欲しいということです。

いま、大学に学ぶ諸君の殆どは30歳代に21世紀を迎えることとなります。つまり、諸君は21世紀初頭の人類社会の中心部に生き、その形成に何らかの部分で関わり、取り組むことが約束されています。そこで私は新しい時代を諸君に託する

思いの中で先に述べたメッセージに一層の力を込めるのです。

講義について

授業を担当していない今の私は講義について尤もらしいことを言える立場ではないのですが、過ぐる25年間、本学で講義をしてきた者として議論の種にでもなればと、2、3の話題を提供します。

その1。古い話で恐縮ですが、私が大学を出る頃、ある友達にどの先生の講義が一番良かったかと聞いたところ、彼は私にとっては最も退屈で面白くないと思っていた講義を挙げたので大変ショックを受けました。いま彼はその講義が対象とした分野を切り開き、その分野で第一級の研究者となっています。

その2。これは極く最近のことですが、ある大学で学生による授業評価を行うことになったという報告に関連して、ある大学の学長が、うちの大学の私のいた学科ではかなり以前から各先生の講義の評価をやっているが、その結果で一つ言えることは声の大きい先生の講義への評価が高いということだと言われました^{註2)}。

その3。大物理学者マックス・プランクは、ベルリン大学で受けた講義についてこう回想しています。「ヘルムホルツは、ちゃんとした下準備をしてきたことはなかった。彼はいつも決まって口ごもりながら語り、よく小さなメモ帖を開いて

は必要なデータを捜しまわっていたし、黒板での計算も間違っただけだったので、われわれはこの講義では彼自身が少なくともわれわれと同じ程度に退屈しているのだと感じたほどである。その結果聴講者の足は次第に遠のき、最後にはわずかに三人が残ったのみであった。それと対照的に、キルヒホッフは、注意深く仕上げられた講義を思うままに行ったが、そのすべての命題は、それぞれによく配慮されて正しい位置に置かれており、足りない単語も余分な単語も決してなかった。だがその全体は、まるで暗唱しているかのように、乾いて単調に響いたので、学生たちは神託に対するごとくに聴き入り、誰も何かをあえて疑ってみようとはしなかった。まさしくそれ故にこそ、われわれはその講義から大して多くのものを学びとったわけではない——というのも、ひとが学ぶのは自らに問いかけることによるのみだからである。』^{註3)}と。そしてプランクの知識欲は関心のあるテーマについて論文を読みふけることで充たされ、特に熱理論に関するクラウジウスの研究業績に強く刺激され、それに引き込まれたとのこと。後に大物理学者となるプランクの大物理学者ヘルムホルツ及びキルヒホッフの講義に対する評価はこのように甚だ低かったのですが、ここからはプランクも言っているように、むしろ自らの関心によって学ぶことの重要性を学ぶべきかもしれません。

その4。最近、講義中での学生の私語がよく問題になり、それを無くするにはどうすべきかがしばしば論じられています。講義中に平気で私語してはばからない受講生が悪いのか、はたまた私語する暇もないほど学生を集中させる何ものかをもった講義をしない教師が悪いのか。

その5。ではあなたがしていた講義に対する学生の評価はどうか、と問われると答えに窮するのですが、一つ言えることは学生に書いてもらった講義に対する率直な感想は講義改善のまたとない肥やしになったということです。その中にあったある学生の感想に曰く、「先生は自分で講義を楽しんでいる」と。学生はなかなか鋭い観察をしていると感じ入りましたが、これをどう肥やしにするかについては考えさせられる論評でした。

以上、講義についての雑題を5つ、講義をする側、受ける側でそれぞれどう考えられるでしょうか。

2期6年間の学長の任期があと5カ月余となり、国大協総会への出席はこの11月総会が最後となります。そのためでしょう、事務局から会報に何かエッセーを書けと言われ、これは困ったと思いながらつい引き受けてしまいました。書く段になって本当に困り、とうとう学長として学生むけに学内報（東京農工大学学生事務だより 72, 77号）に書いた雑文を僅か加筆訂正して転載するはめになりました。私が国大協の末席を汚すことになった平成元年頃からは大学改革の大波が打ち寄せ、真剣にこれに取り組む使命を担う時代になりました。国大協の会報の巻頭に学生へのメッセージを寄せるなど学長諸先生に甚だ失礼と思ったのですが、大学改革の波の中でのある学長の学生への言動に他者評価がなされる資料にでもなればと言いつつながら敢えてこれを記しました。

国大協の諸席では多くの学長の大学改革への高い見識に実に多くのことを学ば

せて戴き、それが学長をつとめる上でしばしば支えとなりました。感謝のほかありません。また事務局長をはじめ国大協事務局の方々には大変お世話になりました。特に第4常置委員会の活動も事務局の協力なしにはあり得ませんでした。厚くお礼申し上げます。

註1) 有馬温泉の塩分は海水の約2倍、Li/Na原子数比が海水の数百倍で、戦時中アルミニウム等の溶接のフラックスに必要なLi資源を温泉水から得る研究が現地で行われ、東京大学理学部化学科の木村健二郎研究室がこれに協力されていた。これが有馬温泉水を学生実験用にも使うきっかけとなったものと思う。

註2) これは国大協総会でのことで、ある大学の学長とは、故早川幸男前名古屋大学長です。

註3) Max Planck "VORTRAGE UND ERINNERUNGEN" (1933, 1949, 1965): マックス・プランク「現代物理学の思想—講演と回想—」, 上巻, "過ぎし日々への個人的回想" (浜田貞時訳), 法律文化社 (1971), p.4-5より

事業報告

諸会議議事要録

第2 常置委員会

日時 平成6年9月5日(月) 13:30~16:00

場所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 加藤委員長

山田, 阿部, 江崎, 橋本, 丸山(工), 木村, 野村, 宮地, 吉田, 丸山(和), 赤井, 松浦, 入野, 三木, 喜多村, 高木, 池田各委員

山極, 小嶋, 猪岡, 荒井各専門委員

(文部省)木曾職業教育課長, 嶋貫課長補佐, 椎専門員, 山根大学入試室長, 錦戸企画係長

(説明者)木村東京大学入試課長

議事に先立ち委員長から, 学長交代に伴い新たに委員に就任された江崎陽一郎宮城教育大学長, 丸山工作千葉大学長及び丸山和博京都工芸繊維大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 全国高等学校長協会との懇談について

このことについて委員長から次のように報告があった。

去る7月20日に全国高等学校長協会と国大協との懇談会を開催し, 高等学校学習指導要領改訂に基づく平成6年度からの新高等学校教育課程実施に伴う平成9年度以降の大学入試センター試験の利活用の問題及び各大学の個別試験の試験教科・科目等について話し合った。

高校側からは, 大学入試について, 新学習指導要領改訂の趣旨を損わないよう配慮してほしいこと, このため, 生徒の選択の幅を狭めないよう, たとえば, B科目だけに限らず, A科目及びB科目の両科目を出題対象にするようにし

てほしい, 等の要望があった。

なお, 今後, 両者間で入試に関する問題を定期的(年間2回程度)に協議する機関を設けることが合意された。

(2) 文部省からの報告

山根大学入試室長から, 平成6年度国公立大学入学者選抜実施状況及び平成7年度国公立大学入学者選抜の概要について, 配付資料に基づき説明があった。

2. 「平成7年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について

初めに委員長から, 「追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領」の平成7年度の原案が作成されたので, ご審議いただきたい旨述べられた。

ついで, 委員長の要請で, 原案作成に関わった東京大学の木村入試課長から, 前年度と変更した点は, 日付及び曜日と大学入試センターへの「合格状況資料」の請求・提供開始時間(午

前8時からが午前9時に変更)のみであり、基本的には全く変更はない旨述べられたのち、配付資料「平成7年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」に基づき要点の説明があった。

以上の説明ののち、同案について審議が行われた結果、これを異議なく了承し、委員長名をもって、各大学長宛送付することとした。

3. 職業教育の活性化方策に関する調査研究会議(中間まとめ)について

木曾職業教育課長から、このほど文部省の調査研究会議が取りまとめた「職業教育の活性化方策に関する中間まとめ」について大要次のような説明があった。

高校における職業教育は、特に中堅技能者の養成を担うが、高校進学率の上昇と偏差値偏重教育が強まるに伴い、職業学科は職業学科として独自の機能を果たせない状況が出てきており、その社会的イメージも漸次低下を来している。こうした状況を踏まえ、調査研究会議では、今年4月に発足して以来、「職業教育の活性化方策」について検討をすすめてきたが、このほどこれの「中間まとめ」がまとまった。

「中間まとめ」は、職業学科について、一層の活性化を図り、積極的に技能のスペシャリストを養成していくべきであるとし、①教育内容の改善、②学科の改編、③施設設備の整備充実、等多岐にわたる提言をしている。それとともに、大学に進学することを希望し、かつ、大学において学習する能力、適性がある者に対して、進学のを広く開くことが必要であるとし、職業学科卒業者に対する推薦入学の拡大、職業学科において取得した資格の重視、入試科目での職業科目の出題などへの配慮、さらに入学後の

補習教育への配慮を求めている。また、国においては、大学への職業学科卒業者の受入れを促進するため、財政支援を講じることも検討すべき、としている。

以上の説明に引続き同課長から、①各職業高校長協会理事長の連名で国大協吉川会長宛提出された要望書(「職業高校からの大学への進学について」(平成6年9月5日))について、②職業科を主とする学科の卒業者を対象とする推薦入学実施状況(平成5年度;国立大学34大学64学部、公立大学13大学15学部)について、③職業高校から大学へ進学した場合の支援措置について、それぞれ配付資料に基づいて説明があった。

以上の説明について、概ね次のような質疑応答及び意見交換があった。

- 職業学科出身者の推薦入学者について、国立大学全体として追跡調査をまとめた資料はあるか。
- まとまったデータとしてはないが、高校長協会などの話では、国立大学の水産学部や商船学部等に推薦入学している職業学科出身者は、概して、パフォーマンスとしては悪くないとの評価を得ているようであり、また、就職する企業は、多く専門分野の業界に入っているということである。
- 配付資料によると、本委員会に所属する大学の中では、信州大学の農学部が農業学科出身者を対象に15人の推薦枠を設けているが、推薦入学を行って何か問題点はあるか。
- 農学部では、普段から農業高校と密接な連絡を取り合っており、これまでのところ推薦入学の結果は良いと聞いている。
- 商学部で行う推薦入学は対象を特に職業学

科に限っていないが、毎年数名程度職業学科出身者も受け入れている。他大学でも同じようなケースがあると思われるので、国立大学への職業学科出身者の入学実績は、実際は配付資料のデータ（平成5年度実績；34大学64学部で実施、募集人員916人、合格者584人、入学者581人）以上あるのではないか。

- 大学が補習教育を行い、高校教育の一部を取り込むことは全体の教育システムに大きな影響を及ぼすことになるので、慎重を要する。補習教育については高校段階で対応すべきではないか。
- 大学入試において、職業学科出身者と普通科出身者を同じ基準で選抜するなら、職業学科出身者は高等教育を受ける機会を事実上閉ざされることになり、それは職業学科本来の機能をも弱めることになる。職業学科出身者にも高専（3年次修了者）や帰国子女に対すると同様に高等教育を受ける機会を開くよう配慮がほしい。
- 職業学科から大学入学の途を開くようにすることも必要であろうが、産業構造が高度化し社会のニーズも変わってきている中で、職業学科設置の理念を見直し、職業学科そのものの性格について検討することも必要と思う。
- 今後とも職業教育の重要性は変わらないが、18歳人口減少の影響もあって職業高校はリストラは避けられないし、教育内容を含めて検討していかなければならないと考える。
- 大学での補習教育がどれほどの機能を果たせるか疑問である。やはり、高校段階での教育を充実させることが大事であると思う。
- 職業学科から高等教育進学への途は、大学以外にも水産大学校とか農業大学校などのほか幾つもの途があり、広い視野から高等教育進

学の問題を考えた方がよい。

- 激しい受験競争のもとで、推薦入学制度が受験戦略として利用されている側面もあると聞く。推薦入学をあまり膨らますことは、公平の観点から問題があるという見方もある。
- 夜間の工学部で募集定員200名中50名程度推薦入学を行っているが、入学者の8割は工業高校出身者である。しかし、このグループは、英語の力が不足しているため、特別のクラス編成を要する。
- 教育が全体として多様化することは賛成であり、職業学科に学ぶ生徒が将来に希望のもてるような何らかのシステムがあることは望ましいが、あまり多くのロードを大学が背負うことは、わが国の教育全体の見地からみて問題がある。サポートスタッフや経費も含めて教育体制を整える必要がある。
- 文部省としては、大学が推薦入学により職業学科卒業生等がある程度まとめて引受けた場合、その補習教育のために必要な非常勤講師派遣、教材作成等の経費を措置したい。
- 職業学科出身者等の学力を大学が責任をもってあるレベルまで引上げようとする、非常勤講師といった臨時的措置だけでは不十分である。現在、多くの大学で推薦入学を実施し、多様な能力を如何に評価、判定するかそれぞれ努力されていると思う。ただし、明らかに大学教育に能力の不足する集団が入ってきた時に大学がどういう状況になるかということも心配していると思う。過去何年間に職業学科から国立大学に入学した学生について追跡調査の情報が得られれば、各大学は推薦入学を行う上で大いに参考になる。
- 職業学科出身者は普通科とは異なるカリキュラムを履修していることも考慮し、選抜に

際してはきめ細かく評価することが大事だ。職業学科に進むと、大学進学にハンディキャップになるという社会的イメージが強いが、そこに何とか風穴をあけたい。

- 大学に補習教育を持ち込むことは、大学が中等教育を抱え込むことである。それは大学に大きな負荷となるだけでなく、日本の教育システム全体にかかわる重要な問題である。

概ね以上のような質疑応答及び意見交換の

ち、委員長から次のように述べられた。

この問題は、大学教育の多様化、個性化、高度化、生涯学習など、現在各大学が取り組んでいる大学改革の方向の範疇に入る重要な問題と思うので、本委員会として引続き検討することとしたい。

以上のほか、高校学習指導要領の改訂に伴う平成9年度以降の各大学の出題教科・科目等について意見交換が行われ、本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日時 平成6年9月26日(月) 13:00~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐々木委員長

荒川, 坂村, 船越, 小野寺, 山本, 久々宮, 加藤, 川島, 加茂, 井上, 吉田,
林, 山田, 村田, 細川, 野村各委員
豊岡, 齊藤, 佐藤各専門委員

〔議事〕

佐々木委員長主宰のもとに開会。

1. 教官委員の交代について

委員長から、さきに逝去された伊藤忠士名古屋大学教授の後任として平野眞一名古屋大学教授に委員をお願いしたい。ご了承を得られれば、11月の理事会でご承認を得て委嘱することとなる旨説明があり、了承された。

2. 平成7年度の就職協定について

佐藤専門委員から、就職協定について次のような説明があり、了承された。

今年度就職協定は、就職協定実施懇談会加盟の大手企業316社を中心に協定順守の努力がなされており、ただ採用数の減少など状況が厳しいので、学生が早くから就職活動に入り、また一部中小企業ではこの機会に良い人材を得ようと求人活動を先行したところもあるが、協定が大きく崩されることはなかった。不況で女子学生の内定状況が低く、これまで問題のなかった理工系学生の就職状況も影響をうけているが、就職協定に関してはとくに問題は生じていない。平成7年度就職協定についても3年間継続してきた現協定に大きな変更を加えないで7年度の協定とし、その趣旨を浸透させたいという気持ちが企業側にも、大学側にもあるので、現行協定に大きな変更を加えないで、平成7年

度就職協定とすることについて、ご了承を得た。

3. 平成6年3月大卒等未就職者実態調査の実施について

委員長から、標記の件について、労働省で別紙のような骨子の調査を考えており、いずれ具体的な話があると思うのでお含みおき願いたい旨説明があった。

4. 学生教育研究災害傷害保険について

久々宮委員から、7月19日開催された学生教育研究災害傷害保険運営委員会小委員会の審議内容について次のような説明があり、了承された。

標記保険の「通学中の事故補償への適用拡大」について、内外学生センターでアンケート調査をしたところ、私立大学では賛成のところと一部条件つきで賛成するところがあったが、国立大学では75%の大学が賛成したとのことである。通学経路の認定の問題等はあるが、国立大学としては「実現を期待する」と述べておいた。内外学生センターでは、これから賛否及び条件について再確認を求めたい、話を進めたいとのことである。

5. 留学生の学生生活上の問題点及び日本語教育等の問題点について

委員長から次のように説明があった。

文部省作成の資料「国際交流の推進」によると、21世紀初めまでに留学生受入れ10万人計画の達成に向けて総合的計画を推進するとしており、国費留学生の増員、私費留学生に対する学習奨励費、授業料減免措置の充実、短期交換留学制度の拡充、国立大学の留学生センターや留学生課の設置促進、留学生の教育指導事業費の予算化等が示されている。しかし日本はまだ留学生受入れについて十分な環境が整っているとはいえず、留学生が思ったとおり勉強できる状況にはなっていないように思われる。その辺各大学での状況をお聞かせ頂きたい。

ついで各委員から、各大学における留学生受入れ数、受入れ割合、学部留学生と大学院留学生の比率、国費留学生と私費留学生、政府派遣留学生等の比率、中国からの留学生数、国際交流会館、公営住宅、企業提供社員寮、民間アパートへの入居比率、奨学金の機関種別と受給状況、健康管理、日本語教育の状況等について説明があり、次のような意見があった。

○ 住居の問題について、国際交流会館は、不足しているため留学生も6か月から1年半位で回转入居させている。留学生も権利意識が強く入居できないと苦情をいう例もある。まだ設置されていない大学もあり設置を要望したい。留学生専用の宿舎は設備が良いが、日本の学生と混住したほうが留学目的に叶うように思える。民間アパートの入居では日本独特の権利金、敷金等が留学生には理解して貰えない。この点大学で基金を作り援助している例もある。国費留学生と同様に私費留学生

に対しても宿舎補助の制度の拡大が望ましい。民間アパートに入居する場合、教官が保証人になる点についても事故が起きた場合、教官個人が責任を負うのは大変であり、内外学生センターの保証人支援事業の保険に留学生が加入するようにしたい。また生活習慣の違いで民間アパートの2階で水をまいて掃除したなどというトラブルもあり、学寮の大部屋に入居しても退寮してしまう場合もある。

○ 留学生の日常生活指導のための日本人学生によるチューター制度の拡大をはかってほしい。

○ 中国からの留学生について、その比率は少ない大学は2～3%の例外もあるが、半数以上から多いところは90%に達する大学もあり、諸外国から留学生を受け入れるという観点からは中国からの留学生が多く、特定の国のみが多いのは困ると思う。中国は政策が変化し国民が外国に出やすくなったこともあり、今後ますます増加し、中には卒業後も残留し働いて貯金してから帰国したがる者も多く、法定のアルバイト時間数を超過している場合もある。留学生会館のロビーが殆ど中国人留学生で占められ他の国の留学生から不満がでている場合もあり、彼等はネットワーク作りがうまく権利意識も強いのでいろいろ要望してくる。中国はその人口の多さと日本との関係を考えれば他の国とは別の対応を考えなければならないのかも知れない。

○ 奨学金について、国費留学生は授業料免除その他恵まれている。国費で長期の大学院留学生を受け入れるより1年の短期留学制度で多くの人を受け入れるというのも有効であるから制度を拡大してほしい。授業料減免措置についても私費留学生への拡大をはかるとと

もに手続きについても簡素化してほしい。また学習奨励費の適用増加をお願いしたい。

- 地方大学で国際交流会館が大学から離れたところにあり、自動車通学する留学生の事故が心配される。
- 留学生の問題点は、受け入れる留学生数の多少により異なり、数が多くなると問題も多く出てくる。現在留学生を定員外で受け入れている。これを定員内に繰り入れれば教官定数もつくであろうから、臨時増募でついた教官定数の削減解消策ともなるが、留学生定員を満たせるかという問題もある。また留学生担当教官として配分された教官定数が学内の教官人事の停滞解消のみに使われることのないようにしたい。
- 留学生の健康管理について、健康診断の結果をみると留学生の治療を要する者の割合は8分の1から10分の1で、日本人学生に比べ8~10倍ぐらいの高率であり、留学生に日本人と同じ健康管理を行うとしたら相当の人員、予算が必要である。受診率も低く病気が判ると留学を取り消されると懸念しているらしい。東南アジアや中国からの留学生は病気の治療は国がすべきだと考えており、国民健康保険加入を勧めても掛け金支払いが大変なのか加入しない。しかし病気になるればどこかで面倒みなければならない。
入学時に提出する健康診断書も間違っている場合があり問題がある。精神面の健康管理についても調査結果を纏めつつあるが、精神科医で中国語等を話せる医師は少なく、治療、調査についても苦勞が多い。
- 留学生に対する日本語教育について、学部留学生は講義を聞くために日本語教育が必要だが、大学院留学生は学位取得が目的で論文

は英語で書くので日本語の必要を感じず、研究だけが目的なら日本語はあまり必要がないといえる。学部留学生と大学院留学生で、また短期留学と長期留学で日本語教育の仕方は異なる必要がある。国際大学院コースができることになり、日本語の全く判らない者が入学してくるがかれらに日本の生活と日本語をどのように教育するか大変だと思っている。1年間位で日本語教育を行うのに使用するテキストが無い。日本語教育は各大学で模索しながら行っているが、国で制度的に体制や人や教科書を整備していったほしい。

- ある地方大学では、国費留学生、政府派遣留学生として受け入れる者の専門学力や日本語能力が低くて、責任をもって教育卒業させえないで苦慮している。学位論文のレジメ程度も日本語で書けない者もあり、また日本語能力統一試験に作文の出題がなく、日本語能力試験に問題があるとの意見もある。日本語教育に担当教官が苦勞しているが、日本人が米国に留学するときは英語を勉強していくことと比べると、日本語の判らない者を留学生として受け入れることが不自然であると思う。

日本語の判らない留学生に対応する職員をいかに確保するかも大きな問題である。

- 私費留学生の2、3年生への編入学制度があるが、事前の単位認定等の調査に手数がとてもかかる。留学生の中には専攻にあまりこだわらないでどこでも留学できればよいと考えている者もある。生活、教育面について渡日前の情報提供とオリエンテーションが必要である。
- 留学生受入れ10万人計画を既定の問題として受け止めてはいるが、教官の中には無理を

して受け入れることの必要性について疑問を表明している者もいる。教官の意識の問題もあり、計画を推進するなら必要な施策、施設、人員はきちんと要求していかなければならない。

以上ののち委員長から、留学生がかりにも嫌日、反日家になって帰国することのないよう、その学生生活や日本語教育についてあるべき姿を纏め先々要望していきたい旨述べ承された。

大学院問題特別委員会

日時 平成6年9月19日(月) 13:30~15:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 武藤委員長

山田, 船越, 石川, 蓮見, 阪上, 神野, 加藤, 森野各委員

鈴木, 宇賀治, 似田貝, 有本, 生田, 江原各専門委員

(オブザーバー) 中村新潟大学庶務課専門員

武藤委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 専門委員の補充について

このことについて委員長より、国立大学大学院に関する調査に、現在調査専門委員としてご協力願っている2名の方を、本委員会専門委員として委員会に出席することが諮られ、承認されたのち、次の通り紹介があった。

専門委員 生田 孝至 新潟大学教授

〃 江原 武一 京都大学教授

2. 国立大学大学院の現状及び今後のあり方に関するアンケートについて

委員長より、前回の委員会開催以後3回行われた調査専門委員会の審議経過について説明があり、別紙調査書(案)に基づき意見のあった設問について、新潟大学における予備調査での意見と併せて、慎重に検討が行われた。

- 専門分野等コード表
- 所属部局
- 所属部局の組織
- 国立大学大学院の貢献度
- 国立大学大学院が今後果すべき役割
- 教育と研究の重視の度合
- 所属大学院の教育面の状態
- 所属大学院の教育研究体制の社会環境等への対応度

- 大学院の教育の向うべき方向
- 学生の流動化の推進
- 社会人向けの新しい大学院の課程の設置
- 専ら夜間において教育を行う大学院の課程の設置
- 大学院の教育を改善充実するための方策
- 課程博士の学位授与の円滑化
- 大学院における教員の研究活動を活発化するための方策
- 大学院の研究体制を充実させるための方策
- 教育研究活動上の制約事項
- 研究活動の単位と学生・教員数
- 大学院学生1人当たりの必要研究経費
- 大学院学生に対する経済的支援の施策
- 留学生の入学者選抜等の取扱い
- 大学院の課程修了者の就職分野及び就職先の受入れ体制
- 産学共同事業の状況と見通し
- 専門分野の整備の方向

以上の設問の検討が行われたのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

前以って、文書にて意見をいただいた設問事項について、活発な隔意のない発言のもとご検討いただき、時宜に適した纏りを得たと思うが、後日、更に疑問におもわれる箇所が生じた場合には、ご連絡願うことにしたい。ご指摘のあった文言については、早々に修正を行い、数名の専門委員で細部を更に点検し、最終案とさせて

いただく。

引き続き委員長より、各大学に依頼する「国立大学の大学院に関する調査協力のお願ひ」「実施要項」の説明、並びに11月の国大協総会への調査進捗状況の報告と併せて調査協力をお願ひ

する旨が述べられ、最後に科学研究費申請に関して、研究分担者の了解及び事務手続上のことについて説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会小委員会・第4常置委員会小委員会合同会議

日時 平成6年9月7日(木) 10:00-12:00

場所 学士会分館6号室

出席者 (第1常置委員会)金森委員長

石川, 内田, 小黒各委員, 田原専門委員

(第4常置委員会)阪上委員長

田中, 永井各委員, 長松, 磯野, 黒崎各専門委員

(文部省)松田人事課給与第4係長

金森委員長司会により開会。

〔議事〕

◎ 技術職員の待遇改善と研究支援体制について

阪上委員長から合同委員会開催を要望した趣旨及び第4常置委員会での「教室系技術職員(以下「技術職員」という。)の専行職移行問題についての検討経過」について次のような説明があった。

技術職員の待遇改善と機能向上を考え、大学における多種の教育、研究の支援職員の関係を助手問題を含め考えることが重要と思ひ、待遇改善のみでなく第1常置委員会で教育研究支援体制全体というもう少し大きい観点から討議していただきたいと考えている。また専行職移行に伴う技術職員の研修制度も制度問題として第1常置委員会と合同で検討したい。昭和61年に合同委員会を開催したが中断していた。その後各大学での教室系技術職員の組織化も進み、状況も変化しているので、合同委員会で討議したい。国大協としては約20年前から技術職員に特別な俸給表を作り、待遇改善をはかることを提案してきている。人事院で専行職俸給表が制定され、航空管制官等に適用されている。これは国大協が当初考えていたものとは少し異なるが、これを大学の技術職員に適用することを第

4常置委員会では検討してきた。昭和61年に文部省も技術職員を仕分けしその一部に専行職を適用する案を提示したが、これは国大協として意見統一することはその時点ではきわめて困難とのことで見送られた。その後第4常置委員会で多様な技術職員の官職を整理するため、組織化のガイドラインを示し、平成2年から組織化が進み、現在技術職員の組織化率は60%位になっているが、人事院は組織化の状況を見守っているのが現況である。国大協では東大の案を参考として技術職員の専行職移行について、提言を作成しこれについて現在各大学にご意見を聞いているところである。専行職俸給表適用者の資格要件は公務員試験Ⅱ種合格またはこれに準ずる者となっており、この点からすれば技術職員全員のいっせい専行職移行は困難な状況にあるといえるが、この要件を直ちに充たしていない者も研修や資格試験の制度を作ることで専行職適用の道を開くことも必要と思われ、これについて第1常置委員会とともに考えたい。また臨時教育審議会や学術審議会の答申で「研究支援体制の抜本的な見直し、強化、支援職員の待遇や組織体制の在り方の見直し」が指摘されており、行(一)の技術職員のほか、行(二)の技術職員、教務職員、一部の助手、ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントなど多様な支援者の職務内容を検討整理し、それぞれ

の役割分担を明確にし、総合的な支援体制を作る必要があると思われるので、合同委員会で検討をお願いしたい。

ついで金森委員長から第1常置委員会の状況について私見も交え、次のような説明があった。

第1常置委員会でも学術審議会等の答申を踏まえ、研究教育の体制について考えを明らかにするべきであると思い、審議を始めた。まず助手問題を中心として研究教育の支援体制はどういう形態であるかを検討した。研究者から研究支援者までの分布は連続的ではっきり分類できないが、助手の一方には研究者またはその候補者がおり、片方には大型装置の保守運転その他の技術者が多数おり、技術者が業績を挙げて研究者に転化していく例もある。例えば天文台などでは技術職員から助手になる例がある。技術職員の採用は国家公務員試験合格者に限られるが、これでは特殊な技能技術をもった者が採用できないので、この救済策として試験合格の必要がない教務職員、助手の採用が行われることもある。そしてそれらのうちから講師、助教授に進む人もあり、そういう点で技術と研究は連続している点を認識する必要がある。

現在、人文系の一部では助手を研究者として、3年の任期付で採用し、その間に業績があれば助教授に昇任させる運用を長く行っている。自分としてはそのような者は今後期限付の特別研究者として採用数を増加して研究者養成制度とし、それを終わった者は講師、助教授になる道を開いた方がよいと思う。勿論助手から講師、助教授になるのは妨げないが、一方助手の中で技術で研究支援職員の役割を果たしている者も残しておくべきであると思う。それは現在の技術職員の採用制度となじまない研究分野の研究支援者採用の道も必要だからである。教務職員

と技術職員の区別については、助手の片方を研究支援職員と考えた場合、教務職員から助手への移行はかなり円滑に行えるようになり、そのように教務職員を位置づけた方が合理的であると思う。そうすれば教務職員の待遇改善の問題もある程度解決できる。その時の教務職員からの助手への流れと専任職への流れをどうするかは大変問題であるが、研究への関わり方の差で区別し得るように思う。専任職へ行く者は技術の高度さの面から判断することになると思う。大学として両方あることが良いのではないかと思う。第1常置委員会としては、助手問題から始めて研究支援体制の全体像を構築し提言をしていきたいと思っている。

ついで各委員から次のような発言があった。

- 待遇改善と研究支援体制の充実のつながりはどうか、現組織のままでは待遇改善はできたが、支援体制の充実はできない。仕事は変わらないということになりかねない。

いままで待遇改善に合わせた形で研究支援体制や教務職員、助手の問題が議論されてきており、本来の研究支援体制のあるべき姿について議論がされていない。
- 待遇改善により優秀な人材を吸引し、将来、研究支援体制を強化しようということである。組織化により技術職員の位置づけがはっきりし、意識向上と研修の促進に役立っている。待遇改善のみで組織化が進んでいるのではない。
- 待遇改善は現制度、職能のまま専任職にどう合わせていくかを考える手法であり、一方、研究支援体制の問題は技術職員を有効に活用する大学の機能、特性に対応した組織体制はどのようなものなのかの問題である。こ

れを一つにして議論するのはしにくい。まず現在の職制を前提にして技術職員を含む支援職員が多様な職種に乗り換えて行くシート、マップを書き、その時のチェックポイントはどうかを検討すべきだと思う。

技術職員の問題に限るなら、講座所属の技術職員は希望と能力により先々は助手になる道と大学全体の共通系の技術職員として役職につき昇進していく道が考えられる。しかし、いますぐ大学が全技術職員を管理し、次の道へプロモートすることは教官との関係もあり非常に難しい。また講座所属の技術職員の中には特殊技術を持つ技官もあり、全部の技術職員を大学全体の共通の技術職員とすることは困難な面がある。

- 技術職員の採用についても所属各教官が個人的判断で採用し、その研究室に終身雇用的に在職し、教官の辞めた後は放置されるというのではなく、その技術職員の有する技術が大学の中で広く適切に活かされるという方向に組織の実態になるようにもっていくことを検討している。それは技術職員の地位を向上し、教官団と同様に技術職員の集団を形成することで、研究支援体制の枠組みを考えなければならない。
- 専行職適用の条件として職務の統一性ということがあるが、大学の技術職員の職務は極めて多様であり、人事院に現在の専門行政職俸給表を大学の技術職員に適用するよう求めても難色を示すのではないか。ただ国大協として長年技術職員の専行職移行を求めてきた経緯があり、文部省としても簡単に駄目とは言えないと思う。長年にわたって専行職移行の努力がなされてきているので、文部省としてもある時期に再度人事院に要求しなければ

ならない。そのためには人事院の了承が得られない全員一括移行の建て前をどうするかははっきりさせないといけない。

- 待遇改善のために専行職移行が唯一の方法なのか、専行職移行を求めるなら技術職員の職務内容をもっと本気で整理しないといけない。技術職員が講座に属して何をしているかはっきりしない状況では専行職適用は認められないと思う。技術職員を講座から外して、その能力を弾力的に使う形にしないといけない。まずそれから始める必要があるが、大学の研究支援体制として本当にそれがよいのかどうか第1常置委員会で検討してもらいたい。
- 助手も技術職員も大学の規模や学部の種類により職務その他が大変異なるが、これを一律に一括して専行職にしようということではいいのか。
- 大学の自由度を維持していかなければならないので、教務職員や助手についての規定は大まかなものでよい。国大協があまりきっちりしたものをつくらない方がよい。
- 技官が組織化された場合、組織を運用する責任者は技術部長等だと考えられるが、講座制のもとで技官の人事権は誰がもつのか。その検討が必要である。
- 技術職員が教官系列の下にあるのではなく、事務官の組織と同様、技術職員の組織を考え、人事管理はその長が行う形となる。勿論日常の研究教育業務は教官と協同し、その包括的な指示のもとで行われる。
- 専門職の名称を持たなければ、あるいは部下を持たなければ給与が上がらないというのではなく、他省庁の主任研究官というように、技官が技術面の評価により昇進していけるよ

うに専門行政職俸給表の中に特別な職種として大学技官という枠を作ってもらえないかと思う。技官の少ない大学では組織化し役職を作って給与をあげることはできない。

大学の技官は他省庁の技官に比べ、到達できる俸給の幅が詰まっている。これを他省庁の技官と同様にする必要がある。

- 人事院人事官は専門行政職俸給表の職務の統一性の考え方からみると、大学の技官は少し異なるといっているが、大学における専門の多様性は大学の特色から出ており、技官の職務をいくら整理しても多様性をなくすことはできない。そういう意味で多様な専門性を持つ技術職員の一群として専門行政職俸給表適用を認めてもらう可能性を求めたい。
- 専行職適用には、採用時に公務員試験Ⅱ種合格またはこれに準じる者であることが要件だが、現実にはⅡ種合格等の採用希望者に大学

の技官の職務内容、将来の処遇を具体的に説明し難い状況になっている。その辺を明確にし、明るさをPRし、Ⅱ種合格者を呼び込まないと、前に進まない。

- 専行職に移行したとしても組織があってもその中の高いポストにつかないと、高い級号俸までは到達しない。一方、現在の行（一）でも8級までになっている者もいる。今後組織化がすすみ役職が増えれば、技術の専門性の評価のほかに、役職としての評価で待遇改善をはかることができる。

以上のうち、第1常置委員会では今後研究支援体制の組織の観点から議論を深め、第4常置委員会では主として待遇改善問題の観点からの検討を引き続き進め、第1常置委員会の議論が進んだ時点でまた合同会議を開くことになった。

／ 諸 会 合 ／

平成6年7月～9月

- | | | |
|----------|-------|-----------------------------|
| 7月8日(金) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 12:00 | 大学院問題特別委員会調査専門委員会 |
| 7月25日(月) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 7月28日(木) | 13:30 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 8月30日(火) | 13:30 | 大学院問題特別委員会調査専門委員会 |
| 9月5日(月) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 9月7日(水) | 10:00 | 第1常置委員会小委員会・第4常置委員会小委員会合同会議 |
| 9月9日(金) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 9月14日(水) | 10:30 | 入試改善特別委員会小委員会 |
| 9月16日(金) | 13:30 | 教養教育に関する特別委員会小委員会 |
| 9月19日(月) | 13:30 | 大学院問題特別委員会 |
| 9月26日(月) | 13:30 | 第3常置委員会 |

要 望 書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成6年9月20日

国立大学協会会長

吉 川 弘 之

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

この数年間は、関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響もたらされております。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分に承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる厳しい定員削減の中で行政経費の節減・抑制について不断の努力を重ねております。

現在、国立大学においては、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が最重要課題とされており、またこれが国民的期待でもあると考えます。しかしながら、国立大学における教育研究環境としての研究費、施設設備、教員の給与についてはなお低水準の状況にあり、上記の課題に積極的に取り組むためには、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要不可欠であります。このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我が国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、人事院勧告が、早期完全実施されることを強く要望する次第であります。

国立大学の学生納付金の在り方について（要望）

平成6年10月14日

国立大学協会会長

吉川弘之

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表すものであります。しかしながら、明年度の予算編成にあたり、国立大学の学生納付金について、入学料の増額改定が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明いたします。

これまで、授業料と入学料が隔年ごとに改定されてきたことにより、諸経費の高騰とも相まって、教育費の家計への負担は著しく増大しており、ひいては近年の少子化現象に拍車をかける要因ともなっております。

国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう全国的にバランスをとって配置されているものであり、国の責任において、国民に対する高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものであります。この上学生納付金を増額することは、この機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。

また、国立大学は、国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するだけでなく、国と社会とに大きく還元されております。したがって、国立大学の学生納付金については、学生を受益者とするいわゆる受益者負担主義の原則を適用すべきでないことは申すまでもありません。とりわけ専門分野により学生納付金に格差を設けることは、国家、社会の要請に対応して高等教育の機会を専門分野のすべてにわたって均等に提供することを本来の目的とする国立大学において、進学に経済的要素を加え、結果的には高額を要する学部への進学を阻害することになり、到底容認できないところであります。

特に、入学料等の改定については、私立大学と比較しても、ほぼ同額程度までに推移し

てきていること、及び近年の各種経済指標等の伸び率をみても1%台に留まるなどの状況下にあることを斟酌され、公共料金としての学生納付金の在り方も含め、十分、慎重な取扱いをされますよう、ここに重ねて強く要望いたします。

そ の 他

■委員の交代等

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第3常置委員会	伊藤 忠士(名古屋大学教授)	平野 眞一(名古屋大学教授)
医学教育に関する 特別委員会	山崎 高應(富山医科薬科大学長)	佐々木 博(富山医科薬科大学長)
〃	松浦 啓一(佐賀医科大学長)	山口 雅也(佐賀医科大学長)
教養教育に関する 特別委員会	吉田 亮(千葉大学長)	橋本 周久(茨城大学長)

○ 専門委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	糟谷 正彦(大阪大学事務局長)	田原 昭之(大阪大学事務局長)
医学教育に関する 特別委員会	小椋 秀亮(東京医科歯科大学教授)	大山 喬史(東京医科歯科大学教授)

○ 委員の委嘱

(委員会)	
第5常置委員会	細野 昭雄(筑波大学副学長)
JUSSEP小委員会	

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	
大学院問題特別委員会	生田 孝至(新潟大学教授)
〃	江原 武一(京都大学教授)
医学教育に関する 特別委員会	中里 洋一(群馬大学教授)
〃	橘 正道(千葉大学教授)
〃	武藤徹一郎(東京大学教授)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養教育に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
 - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

* 秋色日増しに深まる時季となりましたが、事務局では11月中旬に開催される国大協総会に向け、目下その準備に追われています。

本号の巻頭エッセーは、阪上東京農工大学長にお願いして「学生へのメッセージから二題——大学改革の波のなかで——」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に深く感謝申し上げます。(T)

* 先般(10月17日～19日)、滋賀県彦根市において、文明と科学技術の発展における大学の役割をテーマに、日米大学長シンポジウムが開催され、無事成功裡に終了し、大きな成果を収めることができました。ここに、改めて多大なるご尽力を賜った尾上滋賀大学長はじめ、滋賀大学関係者の方々に感謝申し上げる次第です。(N)

* 前会報より編集を担当しておりますが、前号は総会・事務連絡会議等の議事要録を収録し、かなり大部のものとなりましたが、本号は巻頭エッセーの他、7月～9月開催の委員会の記録の掲載が主で、委員会開催数の関係で頁数も少なくなりました。しかし、その代わりに国大協11月総会配付に間に合やすべく、編集期間上の苦勞がありました。(F)

会報発行＝年4回(2月・6月・8月・11月)

平成6年11月10日 印刷
平成6年11月15日 発行 (非売品)

会 報 第146号

(第44巻第4号 通巻第146号)

編集兼
発行者 滝沢 源平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)
03 (3813) 0647
FAX 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社